

安全保障関連法案の慎重審議を求める緊急声明

私たちは、我が国の「立憲民主主義」と「法的安定性」を行政執行の基盤として、平和で安全・安心な地域社会を創り、住民の福祉向上を希求し、北海道各市で政治・行政活動に携わってまいりました。

政府は昨年7月、集団的自衛権の行使容認等を内容とする閣議決定を行い、自衛隊法他9本の関連法改正のための一括法案「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案(新法)」を国会に提出、現在参議院で審議が継続されています。

これ等の法案は、「集団的自衛権の行使が憲法上認められないということは、すでに確立した政府見解であり」(1981年5月29日の政府答弁書等)、集団的自衛権の行使を認めるためには「憲法改正という手段を当然とらざるを得ない」とされてきた(1983年2月22日衆議院予算委員会・角田禮次郎内閣法制局長官答弁)今日までの政府見解を変更した事実上の解釈改憲に基づき策定された法案であり、政府・与党の憲法の尊厳を壊し、法的安定性を無視した反立憲民主主義的姿勢であり、主権者、国民を軽視した暴挙と言わざるを得ません。

各種世論調査で、国民の6割が反対し、8割が説明不足と受けとめている中での衆議院での強行採決は、主権在民という日本国憲法の根本を踏みにじるものと言っても過言ではありません。

また、憲法学者の9割が、そして歴代の内閣法制局長官が憲法違反だと判断し、法曹界をはじめ、各種団体や多くの地方自治体の議会が反対や慎重審議を求めている事実、母親や若者・学生が個人の意思で疑義や反対の行動を起こしている現実を政府・与党は直視し、謙虚に受け止める必要があると思います。

「立憲民主主義」と「法的安定性」を行政執行の基盤として地方行政活動をしてきた者としてはこの度の政府与党の強硬姿勢は残念でなりません。立憲民主主義と、法的安定性の崩壊は、地方自治体の秩序を喪失し、住民生活のルール崩壊にも繋がります。

私たちは、かつて国が強権的に諸法を制定し、戦時体制と称して強力に中央集権化を図り、命令一本で事務委託と称し、地方自治体が戦争遂行の実働部隊として利用され、塗炭の苦しみを強いられたことを忘れてはいません。この度の安全保障関連法案の閣議決定、策定手法や国会審議経過を見るにつけ、戦前へ回帰しているのではと強い危機を感じると同時に、再び地方自治体が国策遂行の実働部隊として利用されるのではと危惧を抱かざるを得ません。

特に北海道は多くの自衛隊基地を有しており、このような法案が成立し、実際に自衛隊による防衛活動や後方支援活動が行われれば、いずれ自衛隊員の中にも戦闘に巻き込まれて命を落とす者、他者の命を奪う者が現れるのではとの隊員家族や関係者の深刻な心配や危惧の声を多く聴かされます。

この様な状況の時にこそ政府・与党は我が国の将来展望を明確に国民に示し、時間をかけて、国民の危惧や疑義に応え、時には仕切り直しをする勇気と決意を持って、慎重のうえにも慎重を重ね安保関連法案の審議をすべきだと考えます。

私たち地方政治・行政に携わった経験から、戦後70年の節目の年に改めて平和憲法の意義を確認し、政府・与党・国会は国民の声を真摯に受け止め、将来世代に禍根を残さない平和な日本を守り継承していくため、慎重な審議を強く求める緊急声明を発表いたします。

2015年9月9日

北海道内市長OB有志の会(順不同)

前伊達市長 阿部 政康	前名寄市長嶋 多慶志	元稚内市長 敦賀 一夫	元名寄市長 桜庭 康喜
前札幌市長 上田 文雄	前室蘭市長新宮 正志	元深川市長 藤田 守也	元赤平市長 親松 貞義
前登別市長 上野 晃	前稚内市長横田 耕一	元帯広市長 高橋 幹夫	
前江別市長 小川 公人	元根室市長大矢 快治	元小樽市長 山田 勝磨	
前北見市長 小谷 每彦	元夕張市長後藤 健二	元苫小牧市長 鳥越忠行	